

| | | |
|----------------|---|---|
| 第 5741 号 |  リーダースクラブ | 1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダースクラブFAXニュース (2017年)平成29年 6月27日 火曜日 |
|----------------|---|---|

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 相続税申告相談センター (編集・発行: 税理士 三輪厚二)
 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <http://www.souzokuzouyo.com>

⇨ 類似業種比準方式の見直し

Q: 非上場会社を評価するときの類似業種比準方式が見直しされたとか。どのようなったのですか?

A: 次のようになりました。

【解説】

類似業種比準方式とは、非上場会社の株式を評価する方法の一つで、評価する会社と類似する業種の上場会社の平均株価に次の算式を乗じて求める方法をいいます。

平成29年度の税制改正で、平成29年1月1日以後に会社の株価を類似業種比準方式で評価する場合は、次の算式により計算することとなりました。

$$\text{類似業種の株価(注1)} \times \left(\frac{\frac{b}{B} + \frac{c}{C} + \frac{d}{D}}{3} \right) \times 0.7(\text{注2})$$

- b: 評価会社の1株当たりの配当金額
- c: 評価会社の1株当たりの利益金額
- d: 評価会社の1株当たりの純資産価額
- B: 類似業種の1株当たりの配当金額
- C: 類似業種の1株当たりの利益金額
- D: 類似業種の1株当たりの純資産価額

(注1) 類似業種の株価は、課税時期の属する日以前3か月間の各月別平均株価又は課税時期の属する月以前2年間の平均株価、前年の株価のうち、一番低い金額とすることができます。

(注2) 0.7は、中会社の場合は0.6、小会社の場合は0.5になります。

